指定管理者候補者の選定について

福祉局指定管理者選定評価委員会資料
所管課：福祉局政策課

１．対象施設
名　称：神戸市しあわせの村
所在地：神戸市北区しあわせの村１番１号

２．指定管理者候補者名
しあわせの村運営共同事業体
代表法人　公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
代表者　会長　山本　泰生

３．指定の期間
令和６年４月１日から令和８年３月 31 日まで
ただし、神戸市が当該指定管理者候補者を不適当と認める場合はこの限りでない。

４．選定方法
公募外選定による

５．選定理由
神戸市しあわせの村（以下、「しあわせの村」という。）は、平成元年４月の開村後、30 年以上が経過し、今後のあり方について施設のリニューアル等も含めた様々な観点から検討を行っている。
平成 31 年度にしあわせの村リニューアル検討有識者会議を開催し、現在のしあわせの村の施設を活かすことを前提に、ソフト面のリニューアルを中心としたリニューアルの方向性を決定した。
しかし、令和２年３月以降のコロナウイルス感染拡大の影響を受け、しあわせの村の入村者数・利用者数が大幅に減となった（需要予測が変化した）こと等を踏まえて、既存施設や事業のあり方について、抜本的な再検討が必要となっている。
次期指定管理を５年間の公募とした場合、期間途中に指定管理業務の内容が大きく変化する可能性が高く、指定管理者において指定管理業務を維持できなくなる場合には、期間途中に指定を取り消したうえで再度指定管理者の公募を行う必要があり、将来予測が困難な中で、現時点において、応募事業者から提案を受けることは難しいと考えている。
令和６年度・７年度の２年間について、「公の施設の指定管理者制度運用方針」及び同「運用マニュアル」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち、「⑥施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限２年まで）場合」に該当するため、公募外選定で、現在の指定管理者を継続して選定する。

（参考）公募によらず指定管理者を指定することができる場合
①PFI 法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
②当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
③地域に密着した施設で地域人材を活用する場合
④専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
⑤施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
⑥施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限２年まで）場合
⑦市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合